4. ～4.4.　（略）	4. ～4.4.　（略）
4.5.　複数の光源を有する後退灯の場合、その取扱いは以下によるものとする。	4.5.　複数の光源を有する後退灯の場合、後退灯は、いずれか１つの光源が正常に点灯しなくても最小光度要件に適合し、すべての光源が点灯する場合の最大光度は、最大光度要件を超えてはならない。この場合において、複数の光源のうちいずれか１個が正常に機能しない場合に、すべての光源が消灯することとなるように配線されている場合は、１個の光源とみなすものとする。
4.5.1.　その光源の全てが直列接続された後退灯については、その光源を１つの光源とみなす。	
4.5.2.　いずれの後退灯も、要求されている最小光度要件及び最大光度要件に適合しなければならない。ただし、最小光度要件については、いずれか１つ以上の光源が正常に機能しなくなったときにその旨を運転者席の運転者に表示する作動状態表示装置を備える自動車に取り付けるものにあっては、その基準軸上での光度が要求されている最小光度の50％以上となればよい。	
5. ～別紙１　（略）	5. ～別紙１　（略）
別添74　警音器の警報音発生装置の技術基準	別添74　警音器の警報音発生装置の技術基準
1.　適用範囲等	1.　適用範囲等
この技術基準は、大型特殊自動車及び小型特殊自動車に備える警音器の警報音発生装置に適用する。なお、本技術基準は、協定規則第28号と調和したものである。	この技術基準は、自動車に備える警音器の警報音発生装置に適用する。なお、本技術基準は、協定規則第28号と調和したものである。
2. ～3.3.5.　（略）	2. ～3.3.5.　（略）
別添75　警音器の技術基準	別添75　警音器の技術基準
1.　適用範囲等	1.　適用範囲等
この技術基準は、大型特殊自動車及び小型特殊自動車に備える警音器に適用する。この場合において、複数の警報音発生装置から構成され、そのそれぞれが警報音を発し、単一の信号制御装置の作動によって同時に機能する警報音発生装置は、１つの警音器とみなす。なお、本技術基準は、協定規則第28号と調和したものである。	この技術基準は、自動車に備える警音器に適用する。この場合において、複数の警報音発生装置から構成され、そのそれぞれが警報音を発し、単一の信号制御装置の作動によって同時に機能する警報音発生装置は、１つの警音器とみなす。なお、本技術基準は、協定規則第28号と調和したものである。
2. ～2.9.　（略）	2. ～2.9.　（略）

（道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部改正）

第二条　道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（平成十五年国土交通省告示第千三百十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（走行装置）	（走行装置）
第五条　（略）	**第五条**　（略）
２～７　（略）	２～７　（略）
８　次の各号に掲げる自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員十人未満の自動車に限る。以下この項において同じ。）については、細目告示第十一条第三項第一号の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十九年国土交通省告示第八十八号）による改正前の細目告示第十一条第三項第一号の規定に適合するものであればよい。	８　次の各号に掲げる自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員十人未満の自動車に限る。以下この項において同じ。）については、細目告示第十一条第三項第一号の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十九年国土交通省告示第八十八号）による改正前の細目告示第十一条第三項第一号の規定に適合するものであればよい。
一・二　（略）	一・二　（略）